

## 第821回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年10月20日（木）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第820回教育委員会会議録の承認について
- 4 第821回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
  - (1) 東日本大震災について
- 6 専決処分報告
  - (1) 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について (文化財保護課)
  - (2) 教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
  - 第2号議案 職員の人事について (教職員課)
  - 第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
  - 第4号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について (高校教育課)
  - 第5号議案 県立中学校学則の一部改正について (高校教育課)
- 8 課長報告等
  - (1) 高校教育改革の成果等に関する検証「普通教育と専門教育の体制整備」に関する  
答申について (教育企画室)
  - (2) 平成23年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について (高校教育課)
  - (3) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
- 9 資 料（配付のみ）
  - (1) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について (高校教育課)
  - (2) 第66回国民体育大会の結果について (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第 8 2 1 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分から
  - 2 招集場所 教育委員会会議室
  - 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長
  - 4 説明のため出席した者  
大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,  
鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,  
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長,  
西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外
  - 5 開 会 午後 1 時 3 0 分
  - 6 第 8 2 0 回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 ( 委員全員に諮って ) 承認する。
  - 7 第 8 2 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 佐々木委員及び青木委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
  - 8 秘密会の決定
    - 6 専決処分報告
      - ( 1 ) 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について
      - ( 2 ) 教育功績者表彰について
    - 7 議事
      - 第 2 号議案 職員の人事について
  - 委 員 長 専決処分報告及び議事の第 2 号議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
( 委員全員異議なし )  
この審議等については, 秘密会とする。  
秘密会とする案件のうち, 第 2 号議案については, 本日速やかに事務処理を行う必要があることから, 先に第 2 号議案のみを秘密会で審議し, 残余の秘密会案件は, 次回教育委員会の開催日程決定後にその審議等を行うこととしてよろしいか。  
( 委員全員異議なし )
- 会議録は別紙のとおり。( 秘密会のため非公開 )
- 9 教育長報告
    - ( 1 ) 東日本大震災について  
( 説明者 : 教育長 )  
東日本大震災について, 被害状況とこれまでの対応並びに今後の取組等について, 前回委員会での報告から変更のあった点を中心に御報告申し上げる。  
1 「被害状況」について, 「( 1 ) 人的被害」であるが, 9 月 3 0 日現在で公立学校・幼稚園の幼児・児童・生徒の死亡者が 3 1 7 人, 安否不明が 4 5 人となっている。また, 教職員の死亡者は 1 9 人である。  
「( 2 ) 施設被害」については, 災害査定の結果等を受け, 9 月 3 0 日現在で被害を受けた施設数は, 前回

の報告より56施設増加し、1,711施設となっている。被害額は、6億円程度減少し、約1千8百19億円となっている。「(3) 県立学校等への避難状況」であるが、石巻高等学校に設置されていた避難所が10月10日で閉鎖されたことにより、県の施設に設置された避難所は、全て閉鎖されたこととなる。

3ページを御覧願いたい。2「県立学校について」の「(1) 県立高等学校」の「へ 奨学金の対応」について、東日本大震災により被災し、経済的に困難と認められる生徒の修学支援を行うため、高等学校等育英奨学資金貸付事業において、新たな枠を設け、月額2万円を貸与することとしているが、9月30日現在の決定者数は4,942名となっている。

6ページを御覧願いたい。4「甚大な被害を受けた公立学校に係る人的支援について」の「(5) 学校事務職員の加配措置」についてであるが、被災による就学援助対象児童生徒の増加に伴い、一定基準を満たした学校等に対し、事務部門強化のための学校事務職員の加配を市町村教育委員会の申請に基づき順次措置している。

最後に、9ページを御覧願いたい。新しく項目を設けた10「学校安全・防災にかかる取組について」である。本年4月のことであるが、震災を受け、各学校に避難場所や避難経路等の安全体制の再点検を指示している。また、現在、外部有識者や関係機関等の協力を得て、新たな学校安全に関する基本指針の策定作業を進めている。

以上、現時点での状況を御報告する。今後も教育環境の早期正常化に向けて、鋭意取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

8ページ(3)の「教職員に対するストレスチェック票の配付」について、そのチェックは、今後さらに必要になるかと推察する。その結果について、概略でも構わないが、まだ出ていないか。また、その結果に対する対応について、現時点で何らかの計画があるか。

福利課長

このストレスチェックは、何点かの質問項目に教職員が自分の状態を答え、教職員自身が現在の状況を把握するためセルフチェックを行ったものである。また、11月以降には健康調査票を配付・回収し、それをもとに教職員の健康状態を統計的に把握する予定である。その結果、心の健康保持に何らかの問題のある教職員に対し、面接等を実施の上、必要な支援や指導などを含めた心のケアを行うことを考えている。このため、今回配付したストレスチェック票は、教職員個々人の現在のストレス状態を把握する目的に配付したものである。

佐々木委員

先生方の状況を県教育委員会全体で把握する調査は、当然ながら必要と思うがいかがか。

福利課長

教職員数が全体で2万名弱となり、その調査は11月以降に実施する計画であり、現在、その調査案を作成している段階にある。教育委員会内部の決裁を経て、11月頃には全教職員に配付の上、その確認と対象者の把握を実施する予定である。

佐竹委員

6ページの「(5) 学校事務職員の加配措置」に記載の「市町村教育委員会の申請に基づき順次措置している」あるが、現時点で何人の事務職員が加配されているか。

義務教育課長

その職員の加配措置については、学校の児童・生徒が、被災等で100人以上または学校の4分の1以上の人数となった場合に、被災関係事務が非常に多忙になるとの観点から加配しているものである。9月12日現在で、該当となる40校のうち27校に事務職員を加配措置として配置済である。現在も配置が進んでおり、間もなく全学校に配置できる見通しである。

佐竹委員

メンタルケアの問題も重要であるが、被災関係の事務手続きも大変だと思う。今後、その内容に機密性等を要すると思うので、全学校への早急な配置をお願いする。確認であるが、40校全部に加配するのであれば、これから残る13校に配置するとの理解で

- いいか。
- 義務教育課長 その通りである。
- 佐竹委員 被災の程度により順番に配置しているのか。それとも、地域的に配置できるところから進めているのか。
- 義務教育課長 実際に配置する職員は、各教育事務所で人選しており、適した人が見つかり次第配置することとしており、被災の程度、地域的な内容によるものではない。
- 佐々木委員 2ページの「雇用確保のための対策」について、そろそろ就職活動を進める時期と思うが、事業所の閉鎖や諸事情等により、宮城県内で雇用を確保する、就職先を確保するのは相当困難な状況が強いられている。職場が見つかりにくい状況もあるため、例えば、これまで以上に県外の求人情報を取り入れるシステムや、県外に職を求める人たちへの支援策等、何らかの具体的な対策が必要ではないか。
- 高校教育課長 高校生の就職に関しては、今年度は特に大変な状況にある。御指摘のように、県内の求人数は特に伸びていない傾向であるが、キャリアアドバイザー、就職支援推進員等、可能な限り全学校に人的な配置を行い、地域のみならず、県外も含めて求人開拓に当たっている。教員を県外にも派遣し、県外で説明会がある場合等、希望により参加させている状況にあり、昨年より大幅に県外希望の割合が伸びている。
- 後ほどの課長報告の際にも御説明するが、現在の内定率は、県内希望率が22.7%、県外希望は49.0%である。各面接会の実施、セミナー等の実施を補助的に行いながら、就職先の確保に努めている。
- 佐々木委員 その際の経済的な支援も必要ではないか。県外の会社の見学や、説明会を受ける際の交通費や宿泊費等、どのように対応しているのか。
- 高校教育課長 県外の企業に宮城県に来て頂き、就職説明会を開催している。10月14日にその説明会を開催した。また、その説明会に参加する際、遠方の被災地から参加する生徒等に対しては、数台のバスを手配するなど、移動手段の確保にも努めている。その説明会の開催は、経済商工観光部の協力を受けながら実施をしている。
- 委員長 奨学金は月額2万円で年間24万円の支給となるが、その償還については、償還時の収入により返済する必要があるか決まると思うが、その基準は決まっているか。
- 高校教育課長 高校卒業後の最初(4月)の給料をもとに換算し、高卒の場合は年収320万の一定の基準を設定している。それを超えるような収入を得た場合は償還することとなるが、それを超えるケースはほとんどなく、多数の方々が償還免除になるものと考えている。
- 庄子委員 9ページ、10の項目の中で「新たな学校安全に関する基本指針の策定に着手した」とあるが、その方針がいつ頃示されるのか。また、現時点で考えているポイントがあれば説明願いたい。
- スポーツ健康課長 これまでは、子どもたちの防災教育として、様々な災害における危険について理解し、正しい備えと適切な行動が取れることを狙いとしてきた。これは防災教育における取組であったが、今度は、防犯、交通安全、防災の3つの視点をまとめた学校安全教育として、各教科を通じた防災教育・防犯教育を実施する。それらを包括した基本指針を策定し、示したいと考えている。策定期間は、来年度の早い段間で示したいと考えている。

## 10 議事

### 第1号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページとなる。

5ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正については、当該規則において、法令又は条例に基

づく附属機関の担当事務等について定めているところであるが、法改正等に伴い、その趣旨に則した改正を行うものである。具体的には、スポーツ振興法が全面改正され、本年8月24日にスポーツ基本法として施行されたことに伴い、9月定例県議会において従来の宮城県スポーツ振興審議会条例に代わり、スポーツ推進審議会条例が成立したことから、これまで法により設置が義務づけられていた審議会ではなく、条例に基づくスポーツ推進審議会として、規則別表第2第1号の表及び第2号の表を改正しようとするものである。

なお、この規則の施行は、条例の公布の日からとするものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし )

委 員 長 ( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

( 説明者：教育長 )

県立特別支援学校学則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、20ページから26ページとなる。

資料の21ページを御覧願いたい。今回の改正は、平成24年度の県立特別支援学校高等部入学生徒の募集定員の変更に伴い、県立特別支援学校学則に定める収容定員を変更するものである。平成24年度の募集定員については、出願資格を満たす現在中学3年生の進路希望を調査し、入学希望者全員について、いずれかの支援学校で受け入れられるよう設定している。具体的には、「2 収容定員の改正状況」のとおり、県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減等に伴い、光明支援学校をはじめとする13校の収容定員を変更するものである。この改正の結果、平成24年度の高等部第1学年の入学見込者が485名、高等部を卒業予定の生徒数が419名であることから、来年度の高等部の生徒数は、全体として66名の増となる。

なお、改正後の規則は、平成24年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 改正の前後の増減は66人増であるが、今後も人数が増加する傾向にあると思う。児童・生徒が増えた際の教育の在り方や受け入れ施設の問題等について、対応できるものか心配であるがいかがか。

教 育 長 特別支援学校の児童・生徒の数が、近年増加している状況にあり、そのような事態を踏まえ、適正な教育環境を確保するために施設の整備を適切に進めていく必要と課題があり、昨年2月に、県立特別支援学校教育環境整備計画を策定した。例えば、仙台市内に新しい特別支援学校をつくる、あるいは、現在の特別支援教育センターが名取の複合施設に移転した後、既存の施設を改修して、これを光明支援学校の校舎として使用していくことなど、具体的な対応策を定めて、それを年次計画で進めていくこととしている。3月の震災の影響により、当初の計画から若干変更せざるを得ない部分はあるものの、基本的には計画に即した整備を進めることにより、増加する児童・生徒に対する対応はできるものと考えている。

佐 竹 委 員 昨年から狭隘化等の視点から議論され、特別支援教育に関しては前進しているものと感じている。今回の震災の影響による足踏み状態が続かないように、子どもたちが伸び伸びと学び舎に集えるような環境づくりをなるべく早く進めて頂きたい。

教 育 長 先ほど申し上げた計画の修正について、具体的に申し上げますと、特別支援教育センターの名取への移転時期が、どうしても1年遅れとなる。したがって、既存施設の改修と、光明支援学校の移転時期についても1年遅れとなることから、その間の対応をどうするか、現在その具体的な検討を進めている。

委員長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

#### 第4号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

宮城県立高等学校学則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、27ページから37ページとなる。

資料の28ページを御覧願いたい。1「改正の趣旨」については、8月の定例教育委員会において御報告した平成24年度県立高等学校組織編制計画に伴う収容定員等の改正及び平成22年度・平成23年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行による収容定員等の改正である。

2の「改正の概要」であるが、まず、「(1)の全日制課程の収容定員の変更」については、イの「平成24年度県立高等学校組織編制計画」関係として、女川高校を募集停止とし、2学級の減を行うものである。これにより、第1学年の収容定員は、80人の減となる。

次に、ロの「平成22年度・平成23年度県立高等学校組織編制計画の学年進行」については、当該計画の実施に伴う学年進行により、仙台二華高校や泉高校等の第2学年・第3学年の収容定員の変更を行うものであり、合わせて6学級240人の減となる。また、本年度、生徒の在籍が第3学年だけになっている石巻北高校の普通科及び農業科、塩釜高校の商業科等については、3年生の卒業とともに廃止するものである。

なお、収容定員の増減については、資料33ページ以降の新旧対照表に記載のとおりとなる。

次に、「(2)の通信制高校の独立校化」について、平成24年度県立高等学校組織編制計画の実施により、仙台第一高校の通信制課程を美田園高校として独立させることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、平成24年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質疑)

佐々木委員 仙台二華高等学校は、中高一貫の生徒が入り、3年生の学級が減ることになるのか。どういう編成となるか、具体的に説明願いたい。

高校教育課長 過去2年間、高校の学級数の減を行い、1年次、2年次と1学級ずつ減らしてきており、今回3年目となることにより、さらに1学級減らすこととなる。また、中学校は現在、2年生まで生徒が在籍しているが、学年進行により、来年度は3年生まで在籍することとなる。

佐々木委員 1学年は何学級となるのか。

高校教育課長 高校は6学級となる。

佐々木委員 二華中学校は何学級であるか。

高校教育課長 中学校は2学級で募集し、各学年ともに収容定員を80名としている。

佐々木委員 その結果、高校3年生の学級数が1学級減るとのことか。

高校教育課長 その通りである。

委員長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

県立中学校学則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、38ページから40ページとなる。

資料の40ページを御覧願いたい。平成22年度に中高一貫教育校として新設した宮城県仙台二華中学校について、学年進行に伴う所要の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、平成24年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑なし)  
委 員 長 ( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

( 休 憩 )  
委 員 長 ここで休憩とする。  
残余の案件に関する再開時刻は、午後 3 時 2 0 分とする。

## 1 1 課長報告等

( 1 ) 高校教育改革の成果等に関する検証「普通教育と専門教育の体制整備」に関する答申について  
( 説明者：教育企画室長 )

高校教育改革の成果等に関する検証については、昨年 8 月以降、県立高等学校将来構想審議会で進めてきた。本年 9 月 2 7 日、同審議会で検証することとされていたテーマのうち「普通教育と専門教育の体制整備」に関する答申があったので、その概要について御説明申し上げる。

資料は、1 ページから 2 ページとなり、別冊資料として答申書を配付している。

資料の 1 ページを御覧願いたい。1 の「( 1 ) 検証の目的」について、高校教育の更なる充実を図るため、これまで進めてきた、あるいは、現在進めている高校教育改革に関する取組の進捗状況、成果、課題等を客観的かつ専門的視点から検証し、その結果を施策の改善に結びつけていくことが重要であり、高校教育改革に関する施策について、成果や課題を明らかにすること、今後の改善に向けた対応の方向性について検討すること等の観点から、県立高等学校将来構想審議会に対して諮問していたものである。「( 2 ) 検証の対象」について、同審議会において審議した結果、「普通教育と専門教育の体制整備」、「男女共学化」、「全県一学区化」の 3 つを対象とすることが決定されており、今回は、1 番目の検証テーマに関する答申を頂いたものである。

検証作業の進め方については、2 に記載している。検証テーマに掲げる施策の目的とアウトカムを明らかにした上で、関連するデータを特定し、収集・整理することにより、施策目的とアウトカムの達成状況を分析した。また、補足的に学校に対するヒアリング調査がなされた。

こうした検証結果に基づき、3 に記載している提言を頂き、全体を通じた大きな見方として、各学校では特色ある学校づくりを進め、生徒の多様な選択肢を実現してきたことを成果とする一方で、学力の定着や勤労観・職業観の育成という点においては更なる改善が必要であるとされており、高校教育改革の着実な推進に向けて 5 項目の具体的な提言を頂いている。

提言の 1 つ目として、「( 1 ) 基礎・基本となる学力の定着に向けた取組」である。各学校においては、生徒の学力や進路希望に即して教育課程を柔軟に編成することや、学習意欲が著しく低い生徒や義務教育段階の学習内容が定着していない生徒に対しては、高校生活への適応を促す指導と学び直しなどの機会を確保することが必要であるとされている。また、教育委員会に対しては、現在、数校で行われている学び直しや社会・職業への準備教育を一層包括的に行うことができる教育環境の整備が必要であるとされている。

次に、資料の 2 ページを御覧願いたい。提言の 2 つ目は、「( 2 ) 職業教育の充実に向けた取組」である。各学校においては、地域の産業界に向けて、職業教育の内容や成果について積極的に情報発信して認識を深めてもらうことや、地域の産業界との連携を一層推進し、職業への円滑な接続に繋がる職業教育を行うことが必要であるとしている。また、教育委員会においては、今後求められる産業人材を高校の職業教育において、どう育成していくかを見定めた上で、職業教育に関する体制整備の検討を行うことが必要であり、また、生徒の進路希望や学習ニーズに応じて、普通科においても職業に関する教科の履修機会を確保できるようにすることが必要であるとされている。

提言の 3 つ目は、「( 3 ) 『志教育』の実践に向けた取組」である。教育委員会においては、「志教育」の体系的かつ具体的な実践方法を提示すること、全ての県立高校において取り組んでいけるよう必要な支援を行うことが必要であるとし、各学校においては、それぞれの学科の特性や生徒の能力・進路希望を踏ま

えながら、全学年を通じて「志教育」の取組を体系化し、実施していくことが必要であるとされている。

提言の4つ目は「(4) 学科等の在り方」であるが、これまで申し上げた(1)から(3)については、その項目に応じた提言の内容となっているのに対し、本提言は、御覧のとおり学科ごとの課題の解決に向けた今後の方向性に係る提言とされている。

提言の5つ目は「(5) 継続的かつ実効的な実証システムの構築に向けた取組」であるが、今回、県教育委員会としては初めて施策の検証作業に取り組んだが、実効的な検証システムを構築するため、必要な資料やデータの定期的な収集と時系列での整理について、今後とも継続して行うべきとの提言を頂いている。

最後に、この答申を受けての今後の予定であるが、本答申のうち、職業系の専門学科の課題や職業教育の充実に向けた取組に関する具体的な対応策については、産業教育審議会に更なる検討をお願いし、その検討結果も勘案した上で、今回の答申の趣旨を新県立高校将来構想の第2次実施計画に反映するよう検討してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員  
教育企画室長

県立高等学校将来構想審議会の構成委員の一覧はあるか。

別冊資料の53ページに記載のとおりである。昨年度、審議会委員の承認を頂いており、この審議会委員15名のうち、摘要欄に「高校教育改革検証部会」と記載されている7名の委員に検証作業を行って頂いた。

委員 長

3の(1)の「学び直し」について、検証部会の中で、それについて具体的にどんな意見が出ているのか。既に、各高校の1年生で「学び直し」を一生懸命しているのは御承知のとおりであり、学力低下に伴った学び直しや、高等学校の授業を進めるための学び直し等がある。検証部会では、具体的にどのような議論が出ていたのか、具体的に説明願いたい。

教育企画室長

その「学び直し」については、3の(1)の3行目に記載している「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習活動」となる。御指摘のとおり、高校によっては学び直しを進めている学校もある。その実態は、必要に迫られて実施している学校、教育課程のあるべき姿を考えながら実施している学校もあり、各学校独自の取組として、学び直しを進めている状況である。

審議会から教育委員会に対しての提言は、一層包括的に各学校が実施できるような体制を組むべきではないか、そのような提言を頂いている。

委員 長

以前の議論で、義務教育でやるべきことを高等学校に進学してから再度やらざるを得ない実態があるとの話があった。学び直しの必要性も理解できるが、それをしないための現時点での義務教育の在り方、そこを考えることが必要と考える。

全ての高校で学び直しに取り組んでいるのではなく、それを実施している高校は、義務教育課程において、学習内容をしっかりと身に付けていない生徒が多いことから、実施せざるを得ない状況にあるものと思う。その部分の底上げをどう進めるか、高校教育だけの問題とせず、義務教育段階の学習の定着について議論すべきではないか。県教委だけの考え方だけではなく、市町村教委の抱える問題や、その手法や進め方の問題などについて、県立高等学校将来構想審議会での義務教育に対しての意見があるのかどうか。提言の中で、その部分が反映されている内容があるか。

教育企画室長

その内容については、本提言書には出ていない。ただし、審議の過程において、高校だけに責任を押し付けていいのか、との意見は出ていた。

先ほど審議会委員の一覧を御覧頂いたが、委員には大学教授も入っている。実は、大学でも同じような問題を抱えており、大学の視点とすれば高校教育の在り方、高校から見れば義務教育の在り方となる。その内容で議論した場合、それぞれの立場で責任の押

し付け合いになることを危惧し、本提言においては、高校の範囲内にとどめることとしたものである。

さらに、目前の問題として、卒業後すぐに社会に出る場合もあり、基礎的な学力を持たないまま本当に社会に出していいのかといった、差し迫った問題もある。県教委としても解決する必要があると感じており、そのような議論を経て、お示しした提言書の形になっているものである。

委員長

直接的に関連する部分ではないが、「志教育」に関して、今年から県全体で取り組んでいるが、それを進めていく段階で、中学校のキャリア教育がある。1日であるが生徒をお預かりしたことがあり、その時、先生と話をした際に感じたことは、当初に志教育を掲げた時の趣旨や思いが学校現場まで浸透していないことであった。例えば、コンビニや製造業等、この社会には各種の職業がある。キャリア教育として、それぞれの職場に生徒が入り、ただ体験をして終わるような感じがした。職場体験をする際、同じ仕事であっても、考え方、やり方を少し変えるだけで、成果の作り出し方に違いが生まれる。学校においては、そのような向かうべき方向性や事業の取組の話まで展開していない。生徒に今、“志”が持てなくても、社会人となった時、大人になった時に、しっかりとした“志”が持てるような授業の進め方、教育の在り方、そこが学校の先生方に理解されていないものと思う。志教育について、もう一度その部分の教育、先生方への浸透等、全体としての志教育の考え方を適切に理解して頂く必要がある。せっかく志教育を掲げていても、進むべき方向性を見誤る可能性がある。3月の震災があり、その対応もあるため、非常に大変な思いで取り組んでいると思うが、まずは基本的な部分の定着を図る必要があるがいかかが。

教育長

従来キャリア教育について、私の考えとして、これには大きく2つの要素があると考えている。1つは、子どもたちが社会に出るためのスキル、社会人としてのスキルを身に付けるという部分。もう1つは、その前提となる人生を生きていく構え、社会人としての責任を果たす構えを、しっかりと心に刻むという部分である。

本県の志教育は、その後段の部分に力点を置いて教育を進めていこうとする趣旨である。御指摘のとおり、志教育は、具体的には今年度からスタートしたばかりであり、学校現場に十分に浸透していない面があるのかもしれない。そこは今後、息長く志教育を実施していく上で、十分留意して進めていく必要があると感じている。

教育企画室長

委員長の御指摘の点について、補足する。概要版の2ページの(3)、まさに「志教育」の部分で、審議会委員も把握されており、「緒に就いたばかり、始まったばかりである。」とされている。その部分で、教育委員会においては、今後、体系的かつ具体的な実践方法を提示すべきとの提言を頂いている。その提言を踏まえ、今後、県教委として地教委に対しても働きかけていくべきと考えている。

委員長

その志教育を進める中で、人間としてのあるべき姿について、自分で問い直すこともある。“志”とはどういうことか、先生方に勉強させるのも一つの方法と考えられる。教える教員が、その基礎となるべき部分の考え方を共有しておくことにより、進むべき方向を間違えない。もし、間違った時、少し悩んだ時に、もう一度立ち返る何かがあれば、向かうべき方向は狂わないと思う。

佐竹委員

2ページの(4)の中で「職業教育に積極的に取り組むことが必要」とあるが、普通科でも工業科でも職業教育の表記が出てくる。具体の取組については、これから考えると思うが、現時点の考え方で構わないので、どのように考えているか説明願いたい。

教育企画室長

具体的内容までの議論はないが、現在、職業教育の一番の事例としては、インターンシップがある。特に、職業系の高校を中心に、インターンシップに取り組んでおり、徐々にではあるが、その良さは実業界等からも評価されている。

学校または受入団体との調整により、その形態は様々となっているのが現状であり、短期の3日間から数週間に及ぶものまでと、実態はバラバラである。審議会では、「3日だけでは、その基本部分だけで終わってしまうのではないか」、「職業系高校を中心に、より深くインターンシップに取り組むべき」、「普通科高校でもインターンシップを取り入れるべき」との意見も出された。また、上位機関、大学、専修学校、短大等に進むにしても、勤労観の醸成は大切なことであり、そういう意味では、普通科高校における「職業教育は必要だろう」との提言を頂いている。

佐竹委員 成果を上げるためにも、進学する高校生にしても、職業教育は重要だと思うが、そこに向かう心構え、教育も必要だと思う。職業に全てを凝縮しないで、いろいろな人間性を育てていくことが必要である。ぜひ、職業だけでなく、志の教育の一番の原点がどこにあるかについて、もう一度考えて頂きたい。

青木委員 私も志教育とか職業観を持つというのは、非常に重要なことだと考える。高校教育では、学習する内容も増え、どちらかといえば詰め込むこと多くなる。そこで生きてくるのが“志”である。自分で考え、自分で結論を出す、そのような運び方、プロセスを強く意識する。

震災の関係で取り上げられる“釜石の奇跡”も、“自分たちで考える”との思想に起因する。与えられた条件は本当か、それ以上のものがあつたらどうするか、どうすればいいか、そんな自問自答の投げかけをすることにより、考え方が深まり、自分たちで結論を出すことを考えていく。本来は、それが勤労の趣旨であり、近代日本に成長した際の根源と思う。

そして、将来社会に出る際に職業を自分で選んでいく。そのために何らかの“きっかけ”を与えることが必要である。先生方は、その多くの“きっかけ”を子どもたちに与え、子ども自身で考えさせ、結論を見出していく。個人的な感想となるが、そんな教育を進めて頂きたい。

佐竹委員 子ども達に対し、できるだけ多くの情報を提供する。子ども達は、分からないことが多いと思うので、選択の幅を広げるは非常に大事な事だと思う。

これから社会に出て、何らかの職業に就く子どもたちには、選択肢が増えている。いろんな仕事、自分のあるべき姿、必要とされるべきところが、この震災から見出すこと、学ぶべきことが多々ある。将来、自分が何の職に就き、何の役に立てるか、そういう情報を与える機会を提供できればいいのではないか。

教育企画室長 実は、審議会からは、産業界としては高校の状況がよく分からないと、逆の話が出ており、この答申の中でも触れているが、高校の教育活動を積極的に発信すべきとの意見もあった。

詰まるところ、お互いのキャッチボールになると考えられる。お互いに情報の交流を図り、お互いに相手のことを知る必要がある。それにより、高校卒業後の進むべき職業選択の幅を広げ、産業界では、その容量や需要の間口を広げていく、審議会からは、実際にそのような御指摘を頂いている。

庄子委員 今の意見は高校の問題であるが、中学校卒業後に社会に出る場合もあれば、高校卒業後となる場合もある。その直前における教育ではなく、生まれたときに始まり、乳幼児期、保育園や幼稚園、そして義務教育課程から高校あるいは大学まで、その全ての場面において、自分で感動し、自分で考える、それが基本であり、そして、親子で経験を共にすることが一番重要であり、家庭環境が教育の原点になると思う。子どものころからよく遊び、感動する。何でもいい、例えば、木の葉1枚を言葉で表現できるとか、それを描けるとか、どんどん書かせ、どんどん遊ばせる。感動に満ちた乳幼児期を送り、それを積み重ねることにより、勉学なり、与えられた課題に対する自分なりの答えが出て

くる。常に親子で、お互いに問い掛ける。あるいは先生であっても、近所の人であっても、職場の人であってもいい、自分で考えることを、もっともっとしっかり学ばせる必要がある。

受け身の人間が増えている状況があるが、それはどこから始めてもいいと思う。高校から、大学から、あるいは社会に出てから始めてもいい、もう少し考えることが必要である。現代社会では、寂しい若者が増えており、その人達を放置するのではなく、時間を共有する。そんなやり取りを、どこかのタイミングで発見することが大事である。もちろんアドバイスは必要であるが、成果は自分で導き出させる。

日本人はもっと考えることを身につけ、考えたことを表現できるようにする必要がある。先生方が押し付けるのではなく、生徒たちにいろいろ問い掛け、考える時間をもっと大事にしてもらいたい。その結論を先生方が述べる必要はなく、子どもたちがそれを蓄積していけばいいと常々考えている。

だから、「志」は志でいいが、自分の志を形成するまでの過程が非常に大事であると思う。これは高校教育の問題であるが、そこを発信源として、小学校や中学校、弟とか妹への波及、あるいは兄や姉または自分の親や知人に波及してもいい。子ども達が一生懸命に考え、それを発信し、思いを共有できるシステム作り、考える時間や場の提供が重要であると考えている。

委員長 庄子委員の意見は、「学ぶ土台づくり」の考え方と思う。「学ぶ土台づくり」として、やっと家庭教育に踏み込んだ形でスタートしている。今の発言の幼少期からの教育の考え方は、特にそうである。

庄子委員 日本人は言葉にしなくても、直感的に本質をつかむ特性があり、物事に対し発言したことで安心してしまう傾向にある。“阿吽の呼吸”がまさにそれである。あくまでも一般論であるが、例えば、フランス人は、一つの絵を見て、多くの意見や感想を述べることができるが、日本人は一言で本質を述べる。日本人の直感力はとても強みとなる部分であるが、幼少期も含めた教育において、考えることによる想像力を身につけさせ、その両方の視点を持ち合わせることが、今の教育には必要であると考えている。

委員長 佐々木委員が、所要により、途中で中座したことを報告する。承知願いたい。

## (2) 平成23年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について

(説明者：高校教育課長)

平成23年度みやぎ学力状況調査結果の概要について、御説明申し上げます。

別冊の資料を御覧願いたい。2ページから7ページが結果概要及び学力調査の分析結果、8ページから14ページが意識調査の分析結果、最後の15ページが今後の取組となっている。

まず、1ページの「結果のまとめ」を御覧願いたい。1番から4番は実施概要である。7月上旬に2年生を対象とした国語・数学・英語3教科の学力調査と、1・2年生を対象とした学習に関する意識調査を実施している。これは、就職・進学どちらの進路を希望する場合でも、高校2年生の7月の段階で、1年次の学習内容を確実に身に着けていることが極めて重要であることを踏まえて、昨年度からこの時期に実施しているものである。

5「2年生の学力状況調査の分析結果」である。3教科とも基礎的・基本的な力はある程度身に付いているものの、応用力、活用力に課題があるとの結果となった。3教科とも各学校の実態に即して実施できるよう、学校選択型問題で実施しており、平均点は教科によって上がり下がりがあるが、これは、問題の難易差による変動であると考えている。

6「学習に関する意識調査結果の概要」をまとめている。1,2年生に共通して、大学進学希望者が減少し、就職希望者が増加していること、授業理解度が上昇していること、家庭学習時間が増加しているこ

と、学習時間以外の多くの時間がテレビやビデオ，ゲームやインターネット，電話やメールに費やされていること等の特徴が出ている。

中段の表の右側，7「学校をあげての活動や取組」について，学校数の多いものから順にあげている。学校数については，本年度から仙台市も参加し，全日制・定時制の課程別，本校・分校別になっており，県立・仙台市立・石巻市立の学校を合わせ，89校課程のカウントをしている。各学校においては，生徒の実情を踏まえ，学力向上に効果的と思われる活動や取組だけでなく，学習時間の確保について，家庭との連携にも力を入れている。

最後に「全体の考察を」について，これまでご説明した観点で3点にまとめている。

次に，資料4ページを御覧願いたい。「選択問題別の正答率の分布状況」を示している。B問題選択校においては，基礎・基本の定着が認められるが，A問題選択校においては，国語と英語で50点以上の生徒が極めて少なく，数学の正答率が低い状況が見て取れる。

資料8ページを御覧願いたい。「1年生の意識調査の結果と分析」である。図2は，平成17年度以降の進路希望別状況の推移を帯グラフにしているが，平成22年度まで大学進学希望者が増加傾向にあったところ，本年度は大学進学希望者が減少し，就職希望者が増加する傾向にある。これについては，震災による各家庭の経済状況の影響があるものと推察しており，今後の推移を慎重に見極めてまいりたい。図3は，授業理解度について「ほとんどの授業が理解できる」と「理解できる授業の方が多い」の合計のラインが順調に増加している状況が示されており，今回初めて50%を超えた。9ページの図4には，家庭学習時間の推移を示しているが，これも2時間以上が一昨年から昨年にかけて増加したものが維持され，1時間以上が順調に増加している様子が見える。

約4割の生徒が被災している気仙沼・石巻地域においては，学習条件が整わないことから若干の減少が見られた。しかし，この地域の生徒の学習時間が微減にとどまったこと，他地域の伸びが大きいことから，震災が勉学に向き合う姿勢に変化を与え，子どもたちのやる気を引き出す形になっているものと考えている。

次に，資料11ページを御覧願いたい。11ページから13ページに「2学年の意識調査の結果と分析」があるが，2年生になって学習内容が難しくなることから，学年進行により授業理解度と家庭学習時間が減少する傾向は今年度も変わらず見られている。いわゆる「2年生の中だるみ」解消に歯止めがきかない状況であり，本県における大きな課題であると考えている。

資料15ページを御覧願いたい。

学力向上に向けた今後の取組をまとめている。これらの取組をさらに充実させ，今後とも宮城の高校生のさらなる学力向上に努めてまいりたいと考えている。

本件については，以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

今回の震災を受け，向き合い方に変化が出ている。子どもたちの考え方も違ってきており，授業の理解度も良くなっているが，大学進学希望者が減っている。

震災の影響もあると思うが，大学進学を志せるようなケアリングは，ある程度できていると認識している。県や各団体が支援する体制を整えていると認識しているが，その情報が，子ども達やその家庭に伝わっているか分からない。勉強に向き合う意識は増えているが，授業も理解できる，勉強して頑張ろうという気持ちがあるのに，大学進学の希望者が減っていく。このアンバランス感は何かと考えてしまう。それをどのように把握しているか

高 校 教 育 課 長

11ページの2年生の意識調査の図を御覧願いたい。現在2年生の生徒が1年生であった時の調査内容より，大学進学希望が増加しているという状況がある。ただ，現在の2年生と昨年の2年生を比較した時には，その希望が減少している。同様に，1年生で比較した場合も若干ではあるが減少傾向にある。

これについては，奨学金等も含め，いろいろな情報を提供するように努めている。また，

各団体等から学校に直接届く情報も多数あることから、その各種の支援を活用し、励みにして、自分の夢や志を失わず、さらに燃え立たせられるものと捉えている。現時点では1年生または2年生であることから、その希望について、継続的にきめ細かな聴取を実施しながら進めていくことを考えている。

佐竹委員

ある程度安心して、自分の目指すべき道に進める環境の提供、そんな選択肢を子どもたちや家族に提供したい。今後の宮城づくりには、非常に大事なことと思うので、支援に関する情報提供や先生方からの指導に傾注頂きたい。

高校教育課長  
委員 長

御指摘の点も踏まえ、努めてまいりたい。

今回の学力調査は、国語・数学・英語ともにA・Bがあり、これはAのほうが若干易しいかと思うが、Aの問題の結果が、点数を取れていない子の比率が高くなる。先ほどの件と同じ内容になるが、実態として、学び直しが必要との印象を受ける。また、点数分布と授業理解度の比率について、A・B両方を見たときに、50%くらいが「ある程度理解できる」と回答しているが、その回答内容と獲得点数の分布がリンクしていない。

その「授業がある程度理解できる」というのは、授業全体の何割くらいを理解できることかと思うが、一般的には“そこそこ分かる”は7割～8割程度が必要ではないか。7割の理解度からであれば、100点満点中60点ほどの評点が必要と思う。「理解できている」との子ども達の理解にズレが生じているのではないか。その点について、調査を実施した際に何か感じる部分はなかったか。

高校教育課長

AとBについて、実際には共通問題で調査している学校が多いため、そのような差が出ている。加えて、学校毎に使用している教科書や授業の進捗が多様となり、同じ問題で、同じ時期に一斉テストを実施すると、このような結果となる。また、その結果のデータを学校毎に返しており、自校の生徒の学力状況、全県域の統計データから把握できる相関状況等について、学校側で分析し、授業への反映や対応策を検討して頂いている。

A・Bに分けて実施するのは、今年度で2年目となることから、継続して実施しつつ、今後の対応策をさらに検討していくこととしている。

青木委員

逆に「理解できない」との回答が約50%あり、半分は「理解できない」と言っている。高校の授業になると、質も内容も難しいものとなり、どうしても詰め込み型の授業となるものと推測する。教科内容の全部を教えようとするあまりに詰め込ませる、いわゆる説明して終わりの状態になっているのではないか。

私の過去を振り返ると、例えば数列とか、微分・積分等、なぜ、こんな計算をやるのか、何に必要なとされるのか等、その理由や説明がないままに、問題を解く技術論だけを教えられる。何にどう使うのかが見えないまま授業が進み、興味を失っているものと推察する。私は、社会人になってから微分を使うようになったが、その計算により利益の最大値を得ることができること等、使い方が分かると自分自身が感動する。

そんな感動を引き出すような教え方が、今の教育には必要であり、興味を植え付けることにより自学学習にも繋がる、そんな授業を増やしてほしい。関心を持たせれば、自分でやる気になる。理想論かもしれないが、そんな意識付け、意識改革を行ってほしい。

高校教育課長

大変示唆に富む御意見を頂き、学びの本質を言い当てて頂いた。最近、そのような教育が学びの場における課題となっており、学習指導要領も改訂に次ぐ改訂を重ねている。今の青木委員の御意見は、生きる場面や社会の場面と、数学の勉強の関連性について、実体験をもとに提案されたものである。新しい学習指導要領では、数学的活動の視点を社会生活の中等に取り入れながら、なぜ学ぶかについて、密接に解き明かしていくこととしている。現実的な指導の技法については、各現場の先生方に委ねられているが、理科と数学は、来年度から新学習指導要領に基づく教育がスタートする。

我々も様々な指導に関する資料集を作成し、既に配付をしたり、勉強会等も実施して

いる。今後、学習指導要領は順次改訂されていくので、その指導の在り方、授業の工夫等、鋭意努めてまいりたいと考えている。

(3) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成24年3月高等学校卒業者の就職内定状況(9月末現在)について、御説明申し上げます。

資料は、3ページとなる。表の一番左の列に項目、右から3列目が9月末の状況、その右の列が前年同月の状況、一番右の列が増減となっている。就職内定状況の主な特徴については、資料下段の概況に示している。

今年度の就職内定状況であるが、表の項目(C)にあるように、就職希望者5,011人に対し、就職内定者(F)は1,439人、内定率(A)28.7%で、前年同期よりも4.2ポイント上回っている。次に、就職希望者(C)の内訳であるが、県内希望者(D)は3,859人、県外希望者(E)1,152人、それぞれ希望者全体に対し県内77.0%、県外23.0%となっており、県外希望者が前年の862名より290名も増加している。また、県内外別の就職内定率は、資料下段の概況に記載のとおり、県内が前年度比2.9ポイント増の22.7%、県外は前年度比0.1ポイント減の49.0%となっている。

内定率が上昇していることについて、今年度は震災の影響により、昨年度にも増して厳しい就職環境が予想されたことから、各校が早期から対策を立て、県外企業の求人開拓や、生徒や保護者に対し地域や職種の選択の幅を広げるような働きかけをしてきた成果であると考えられる。

資料の下段右下の今年度の就職支援策を御覧願いたい。に、7月に首都圏で開催された企業説明会には、4都県7会場に本県から延べ30名の就職担当の教員が参加し、県外企業求人の掘り起こしにも取り組んできた。また、昨年度に引き続き、全県立高等学校にキャリアアドバイザー等を配置するとともに、今年度は新たに、就職内定率の低迷している10校に、就職指導システムの開発などを目的に就職支援推進員を配置し、求人開拓や情報交換に努めている。

今後は、宮城労働局や知事部局と連携して開催する合同企業就職面接会で、被災地域から会場までの送迎バスを運行させるなど、生徒の参加にも配慮しながら、10月14日(金)には、新たな取組として県外企業の就職面接会を仙台サンプラザで開催したほか、10月末からは、石巻・大崎・仙台的3箇所、県内企業の就職面接会を開催し、就職希望者の早期内定を目指してまいる。また、11月からは就職未内定の生徒を対象にした後期の就職達成セミナー等の支援事業も展開し、一人でも多くの生徒が希望進路を達成できるよう努めてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

この震災で、各企業等に対し、県内生徒の受け入れに関する意識付けがなされたこともあり、内定の門戸も開かれていると推察する。子ども達にとっては、職業に対する視野も広がり、いい方向に行っているものと思う。

また、子ども達の思いとして、これまでと違った希望が芽生えているのではないかとと思う。その希望に関し、子ども達の希望する職や、進むべき方向性について、学校で聴取していれば説明願いたい。

高 校 教 育 課 長

各学校では、入学時点から進路希望調査を継続的に実施している。それは調査する時期により、生徒自身の考え方も変化していくものである。

学校では、卒業生の就職先の情報を提供しながら、進路指導している実態がある。就職先も、例年採用して頂いて企業等に関して、その実績があるため引き続き採用して頂ける傾向にある。

また、例えば女子生徒であれば、事務系の仕事を希望する割合が高く、職種は男女別、地域別に特徴的な傾向となる。就職先は全方位的に幅広く開かれる傾向にあるが、“夢を叶えるために自分で見つけてやる”との意気込みで取り組んでいる生徒もあり、中に

は、単身で海外に行く生徒もいる。

今後も、生徒の意向を十分に聴取・把握し、幅広い観点から支援・指導して支えていきたい。

## 1.2 資料

(1) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について

(2) 第66回国民体育大会の結果について

資料配付のみ

## 1.3 その他

第821回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の再指名について

委員長 佐々木委員の中座に伴い、本日の議事録署名委員として、佐々木委員に代わり、佐竹委員を指名する。

## 1.4 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成23年11月16日(水)午後1時30分から開会する。

## 1.5 閉会 午後4時30分

平成23年11月16日

署名委員

署名委員